

## フリーランス・ガイドラインに解約規制を盛り込むことに関わる要請

2021年9月16日

内閣官房・成長戦略会議事務局 御中  
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室 御中  
中小企業庁事業環境部取引課 御中  
厚生労働省雇用環境均等局在宅労働課 御中

MIC フリーランス連絡会（座長・緒方承武）  
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F  
ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）  
映画演劇アニメーションユニオン  
映演労連フリーユニオン  
民放労連 放送スタッフユニオン

いつもフリーランス、雇用類似就業者が安心して働ける環境の整備のためにご尽力いただき、感謝しています。政府が2021年3月26日に公示した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（以下、「フリーランス・ガイドライン」）について、要請いたします。

### 1、要請内容

フリーランスが安心して働くために不可欠な条件である解約の規制（解約からの保護）について、ガイドラインに以下の内容（①～⑧）を追加してください。また、下記①～⑧の内容を、政府が示す「契約書ひな形」に反映してください。

- ①解約ないし不更新には「正当な理由」が必要である（「注」として、裁判例では、「正当な理由」のない解約ないし不更新を無効としたものがあることを示す）。
- ②発注者は、解約ないし不更新の理由（条件）を、フリーランスにあらかじめ交付する契約書等に記載しなければならない。
- ③発注者は、解約ないし不更新にあたっては、その理由を書面で示さなければならない。
- ④解約、不更新は事前に予告し、それができない場合は予告期間にフリーランスが得られた報酬、代価を補償しなければならない、その期間を契約書等に記載しなければならない。
- ⑤1年以上の契約ないし1年以上受発注が継続している場合には、予告期間は3ヵ月程度とし、3ヵ月前予告ができない場合には報酬ないし代金の3ヵ月分を補償の目安とする。
- ⑥期限の定めがある契約（たとえば1年間の業務委託契約）を発注者都合で中途解約する場合には、残っていた期間に仕事を受注したフリーランスが得られると期待される利益を、発注者は補償しなければならない。
- ⑦発注者による「一方的な発注取消し」（「フリーランス・ガイドライン」第3の3（5））に際しては、発注者はキャンセル料を支払わなければならない。キャンセル料の額はあらかじめ契約書に記載する。
- ⑧親事業者から下請事業者へ発注、再発注の関係があり、一番下の下請事業者がフリーランス

に業務の全部ないし一部を再発注（再委託）している場合において、親事業者は下請事業者に対する発注量の大幅な変動を極力回避する等、「振興基準」の遵守に努めることで、自社の発注先である下請事業者の先にいるフリーランスに配慮するものとする。

## 2、要請の理由

私たち、フリーランス、雇用類似就業者が加入する労働組合が行っている相談では、解約、不更新の相談は、報酬・代金の不払い・支払遅延に次いで多くなっています。下請かけこみ寺の相談でも、「取引中止」は848件と、具体的相談では「代金の未払い」に次いで多くなっています（2019年度相談実績、<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/soudanjisseki2019.pdf>）。

一方的な契約解除や不更新が野放しでは、「支払い遅延」（禁止）をはじめとするルールをせっかく盛り込んでも、契約が一方的に切られることで「安心して働ける環境」が崩されかねません。私たちは、将来的には労働者性判断基準の見直しによる労働法（解雇権濫用法理）の適用ないし準用が必要ではないかと考えていますが、現在の政府方針を踏まえるとフリーランス・ガイドラインの拡充がまずは急がれます。

要請は、解約、不更新には「正当な理由」が必要であること（①）を示した上で、②と③で、それぞれの取引における「正当な理由（条件）」の事前の明記と事後の説明によって当事者間の対話を促進し、不合理な解約・不更新を防ぐものです。⑥（中途解約時の補償）と⑦（一方的発注取消し時のキャンセル料）は多くの場合、契約法理からも当然と考えられますが、ガイドラインで示すことで周知します。

これだけでは歯止めとして弱いいため、労働基準法20条の解雇予告（手当）を参考に、④で「予告」と「予告できない場合の補償」とを定めます。契約書への記載と、政府として予告期間の目安を示す（⑤）ことによって紛争予防と実効性確保が図れます。

何層かにわたる請負ないし再委託の関係があるため、直接の発注先だけでは契約の安定が確保し難い場合に、大元の発注者、親事業者の配慮によって下請事業者の先にいるフリーランスの契約の安定も図ろうとするのが⑧になります。配慮の内容は、下請中小企業振興法第3条第1項にもとづいて定められた「振興基準」の第2-3(1)「発注の安定化等」にもとづいて考えました。

厚生労働省の「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」においても、上記②③④⑥に近いご意見が委員から出され、解約（契約終了）について何らかのルール化を図るべきではないかと議論されてきたのはご承知のとおりです。

現行の「フリーランス・ガイドライン」には、第3の3(5)で、「一方的な発注取消し」が独占禁止法や下請法に抵触することがあると記載されています。たいへん有意義ですが、この規定で「解約」全般がカバーされるかは不明確です。また「不更新」は、通常「発注取消し」にはあたりません。「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」がその名に値する実効性を高めるために、フリーランスの権利を侵害し安心を脅かす解約、不更新に広く歯止めをかける内容を盛り込んでください。また、盛り込んだ規定が実務に定着するよう、契約書ひな形にも盛り込むようお願いいたします。